

# 福知山市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

## 1 新型インフルエンザ等とは

新型インフルエンザとは、新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とするインフルエンザ感染症のことです。季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なり、ほとんどの人が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により世界的大流行（パンデミック）となり、国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあります。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、このような新感染症を含め、新型インフルエンザ等としています。

## 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画について

### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）の目的

「新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること（特措法第1条）」を目的として制定されました。（平成25年4月施行）

### (2) 市の責務

新型インフルエンザ等が発生したときは、政府が示す基本的対処方針に基づき、福知山市の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。（特措法第3条）

### (3) 市行動計画の作成

この計画は、政府行動計画及び京都府行動計画に基づき、福知山市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、基本的な方針を示すものです。

### (4) 対象とする感染症

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

### 3 対策の目的および基本的な方針

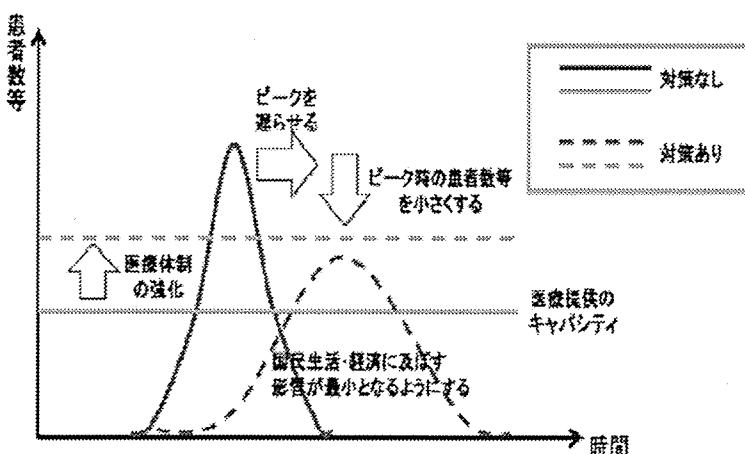
新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じます。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保すること。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくて医療体制への負担を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようによりすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにすること。

#### (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らすこと。
- ・事業継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めること。



### 4 行動計画に定める事項

#### (1) 市の区域に係る対策の総合的な推進に関する事項

#### (2) 市が実施する措置に関する事項

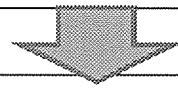
- ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
- ・住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

- ・生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- (3) 対策を実施するための体制に関する事項
- (4) 対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (5) そのほか、市の区域に係る対策に関し市長が必要と認める事項

## 5 政府、府及び市の体制

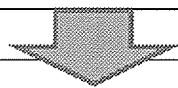
政府対策本部（新型インフルエンザ等発生時に設置）  
指定行政機関\*1、地方公共団体、指定公共機関\*2 が、基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 基本的対処方針の策定、公表
- 新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等



京都府対策本部（新型インフルエンザ等発生時に設置）  
府、市町村、指定（地方）公共機関\*3 が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 府内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等
- 国又は指定公共機関に対する職員派遣要請



福知山市対策本部（緊急事態宣言時\*4 に設置）  
市が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 市内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

\*1 「指定行政機関」とは・・・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて、内閣総理大臣が指定する行政機関

\*2 「指定公共機関」とは・・・独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの

\*3 「指定（地方）公共機関」とは・・・都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの

\*4 「緊急事態宣言」とは・・・新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす、又はそのおそれがある事態が発生したときに、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨を政府対策本部長が公示すること。

## 6 市行動計画の構成

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である

- ◆感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ◆市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるようする

を達成するための戦略を実現する具体的な対策を6項目に分けて推進します。

### 【6項目の対策】

- |             |                      |
|-------------|----------------------|
| (1) 実施体制    | (2) サーベイランス*5・情報収集   |
| (3) 情報提供・共有 | (4) 予防・まん延防止         |
| (5) 医療      | (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 |

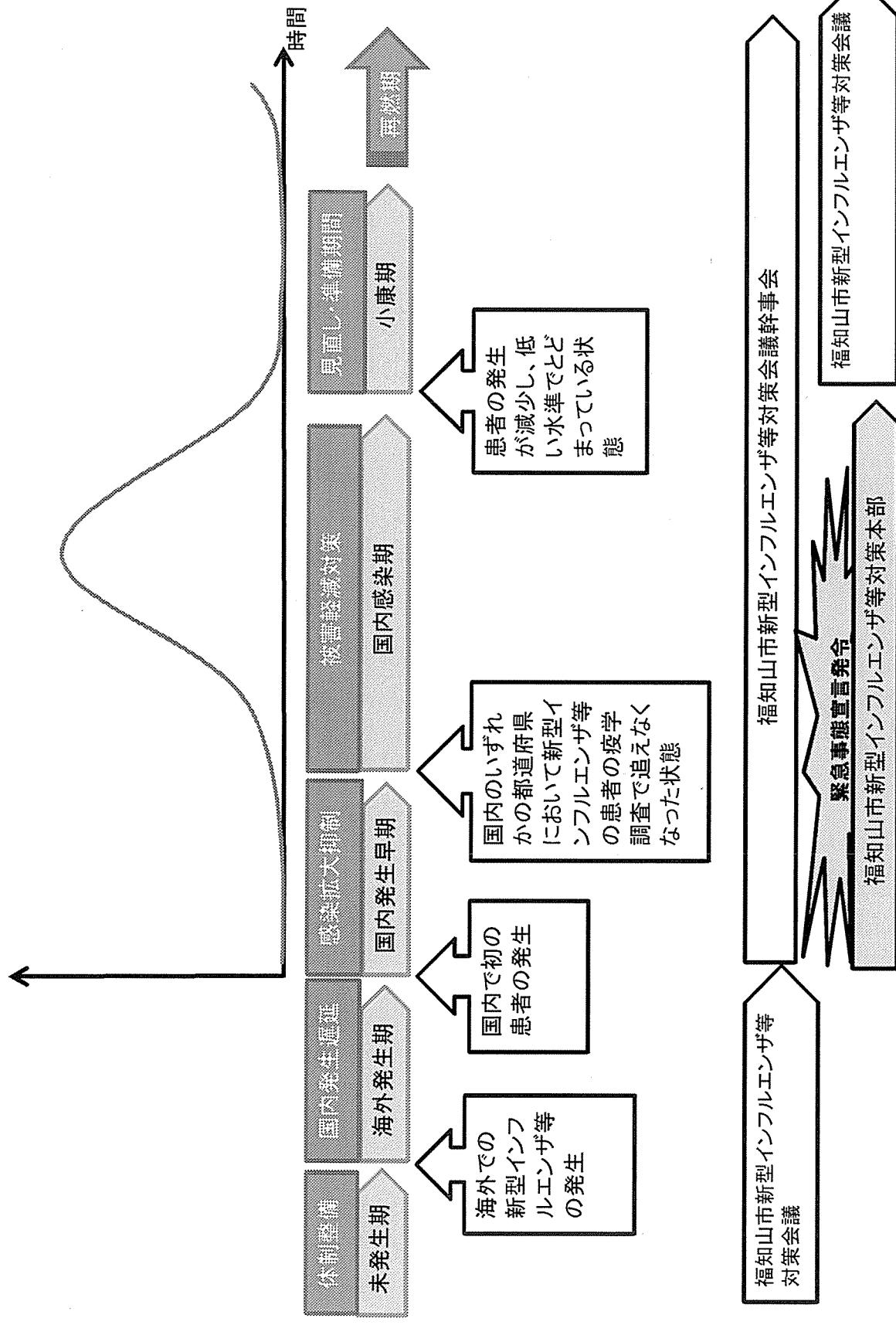
\*5 「サーベイランス」とは・・・見張り又は監視制度のこと。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

## 7 発生段階ごとの対策

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めています。

## 新型インフルエンザ等発生段階イメージ

患者数



要概策別對階段發生

項目	発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	以下、未発生期から順に記載	
						対策の考え方	実施対策
1 対策の考え方	・発生に備えた情報収集及び提供 ・発生に備えた体制整備	・市内発生に備えた情報収集及び提供 ・市内発生に備えた体制整備	・体制整備と国・府との連携強化 ・国及び府に対策本部が設置された場合は、市対策会議幹事会の設置 ・国が決定する基本的対処方針等に基づく措置の実施。	・流行のピークを遅らせるための感染対策の実施 ・感染拡大に備えた体制整備	・対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被災軽減に切り替え ・医療体制の維持、健康被害を最小限に抑制、市民生活への影響を最小限に抑制	・第二波に備えた第一波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復	・国的基本的対処方針の変更等を踏まえ協議し実施。 ◆市対策本部の設置し、必要な対策を実施。
2 対策の実施	・行動計画等の作成 ・体制の整備と国・府との連携強化 ・対策会議の設置	・学校等における調査に協力	・学校等における調査の強化に協力	・団体発生の把握等に協力	・国及び府のサーベイランス変更に協力	・再流行に備えた、学校等における調査に協力	・国、府及び関係機関等からの情報収集・市民等への情報提供 -相談窓口の縮小 -情報提供のあり方等の評価、見直し
3 情報収集	・国・府及び関係機関等からの情報・収集 ・市民等への情報提供 ・相談窓口の設置準備	・国・府及び関係機関等からの情報・収集 ・市民等への情報提供 ・相談窓口の設置	・国・府及び関係機関等からの情報収集・市民等への情報提供 -相談窓口の充実・強化	・国及び府のサーベイランス変更に協力	・国、府及び関係機関等からの情報収集・市民等への情報提供 -相談窓口の縮小 -情報提供のあり方等の評価、見直し	・国、府及び関係機関等からの情報収集・市民等への情報提供 -相談窓口の縮小 -情報提供のあり方等の評価、見直し	・流行の第二波に備え、住民に対する新臨接種を実施 ◆流行の第二波に備え、住民接種を実施
4 予防・まん延防止	・個人レベルでの対策の普及 ・特定接種対象者の登録の協力 ・予防接種体制の構築 ・予防接種に関する情報提供	・まん延防止策の準備 ・基本的な感染対策を実施を促進 ・特定接種対象者への接種 ・住民接種の具体的な接種体制を準備 ・予防接種に関する情報提供	・まん延防止のための感染対策の強化等 ・住民接種の優先接種対象者への接種 ・予防接種に関する情報提供 ◆外出自粛への協力、学校等の臨時休業等の措置の実施 ◆住民に対する臨時予防接種の実施、情報提供	・まん延防止のための感染対策の強化等 ・住民接種の接種の実施 -予防接種に関する情報提供 ◆外出自粛への協力、学校等の臨時休業等の措置の実施 ◆住民に対する臨時予防接種の実施、情報提供	・まん延防止のための感染対策の強化等 ・住民接種の接種の実施 -予防接種に関する情報提供 ◆外出自粛への協力、学校等の臨時休業等の措置の実施 ◆住民に対する臨時予防接種の実施、情報提供	・流行の第二波に備え、住民に対する新臨接種を実施 ◆流行の第二波に備え、住民接種を実施	・市業務継続のため事業者への感染対策の要請 -生活物資の安定確保のための呼びかけ -要援護者支援の実施 -在宅で療養する患者への支援 -遺体の円滑な火葬等対応 ◆上記のほか、水道、ガスの安定供給、電話等サービスの実施等
5 医療	・府内感染期に備えた医療の確保の組みに協力	・帰国者、接触者外来の設置 ・抗インフルエンザウイルス薬の投与	・帰国者、接触者外来の継続	・帰国者、接触者外来など中止し、重症患者の入院治療のみ実施	-	・生活物資の安定確保 -要援護者の支援 ◆緊急事態措置の縮小・中止等	・市業務継続のため事業者への感染対策の要請 -生活物資の安定確保のための呼びかけ -要援護者支援の実施 -在宅で療養する患者への支援 -遺体の円滑な火葬等対応 ◆上記のほか、水道、ガスの安定供給、電話等サービスの実施等
6 市民生活及び市民経済の安定	・市の業務継続のための計画の策定 ・発生に備えた要援護者への生活支援の向けた支援体制の構築等 ・一時的な適体安置施設の検討等 ・対策に必要な物資、資材の備蓄等	・市の業務継続のため事業者への感染対策の準備等要請 -要援護者への支援 -一時的な適体安置施設等の確保	・市の業務継続のため事業者への感染対策の開始要請 -生活物資の安定確保のための呼びかけ -要援護者支援の実施 -在宅で療養する患者への支援 -遺体の円滑な火葬等対応 ◆上記のほか、水道、ガスの安定供給、電話等サービスの実施等	・市の業務継続のため事業者への感染対策の開始要請 -生活物資の安定確保のための呼びかけ -要援護者支援の実施 -在宅で療養する患者への支援 -遺体の円滑な火葬等対応 ◆上記のほか、水道、ガスの安定供給、電話等サービスの実施等	・市の業務継続のため事業者への感染対策の開始要請 -生活物資の安定確保のための呼びかけ -要援護者支援の実施 -在宅で療養する患者への支援 -遺体の円滑な火葬等対応 ◆上記のほか、水道、ガスの安定供給、電話等サービスの実施等	・市の業務継続のため事業者への感染対策の開始要請 -生活物資の安定確保のための呼びかけ -要援護者支援の実施 -在宅で療養する患者への支援 -遺体の円滑な火葬等対応 ◆上記のほか、水道、ガスの安定供給、電話等サービスの実施等	・市の業務継続のため事業者への感染対策の開始要請 -生活物資の安定確保のための呼びかけ -要援護者支援の実施 -在宅で療養する患者への支援 -遺体の円滑な火葬等対応 ◆上記のほか、水道、ガスの安定供給、電話等サービスの実施等